

掛川市規則第9号

掛川市特定事業主等を定める規則をここに制定する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市特定事業主等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、特定事業主等を定めるものとする。

(特定事業主等)

第2条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）	市長が任命する職員（消防長及び公営企業職員を含む。）
市議会議長	市議会議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
公平委員会	公平委員会が任命する事務職員
消防長	消防長が任命する消防職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

